

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現況

(1) 生活排水処理の流れ

生活排水は、台所や風呂場などから排出される「生活雑排水」とトイレから排出される「し尿」に分けられます。

公共下水道接続世帯では、生活雑排水及びし尿は下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」又は「みずクリン具志川」に運ばれ適正に処理されています。

合併処理浄化槽世帯では、生活雑排水及びし尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は収集業者により収集運搬され、倉浜衛生施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」にて適正に処理されています。処理過程で生じた分離液は、公共下水道（みずクリン宜野湾）へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放流されています。

単独処理浄化槽世帯では、し尿は浄化槽により処理され、浄化槽汚泥は合併処理浄化槽世帯と同様に「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

くみ取り世帯では、し尿はくみ取り槽にて一時保管し、収集業者により収集運搬され「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

なお、「宜野湾清水苑」では、し尿及び浄化槽汚泥を学校給食の生ごみ(調理残渣)とともに処理し、脱水汚泥はエコトピア池原(熱回収施設)にて助燃剤として有効活用しています。

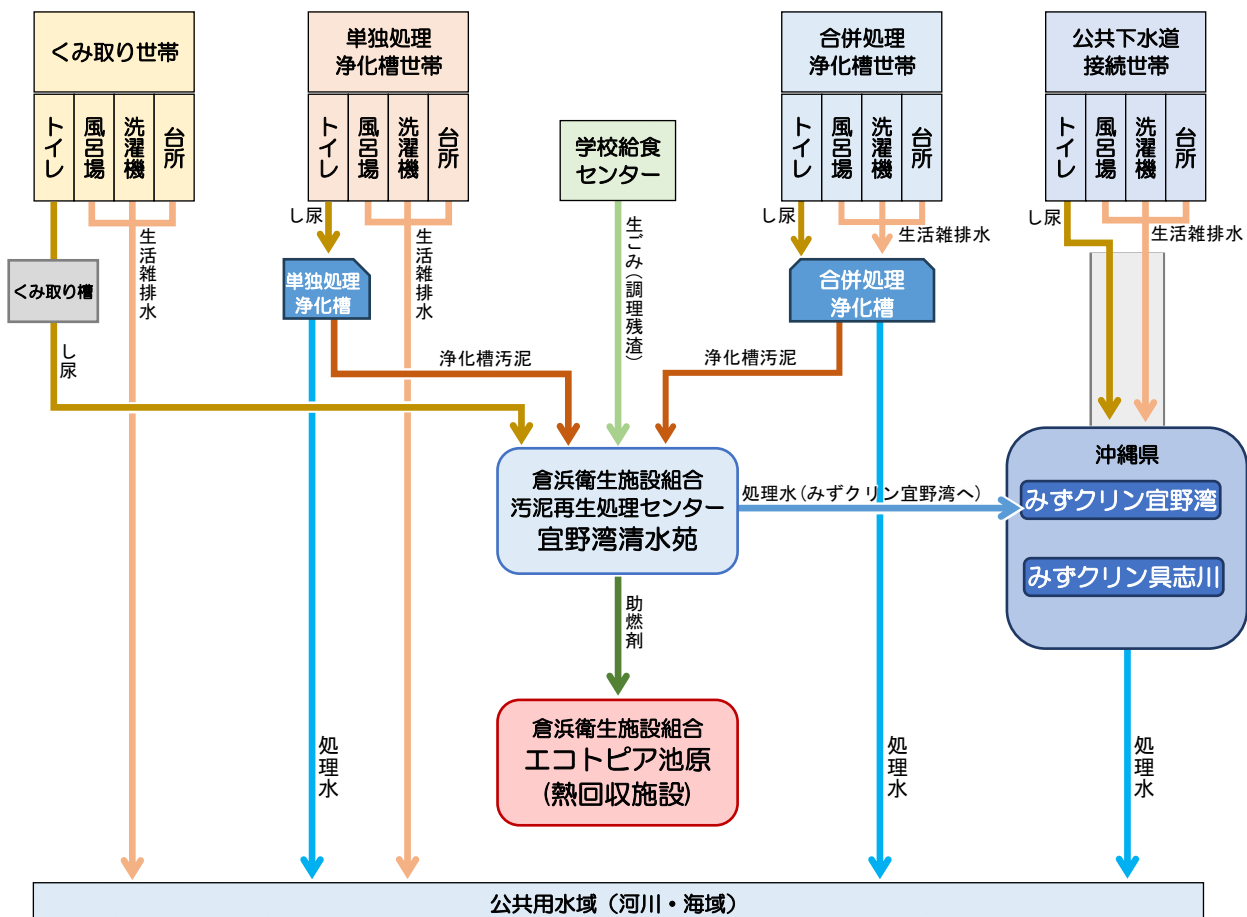


図 38 生活排水処理の流れ

(2) 施設整備状況

① 汚泥再生処理センター

くみ取り世帯から収集されたし尿及び浄化槽使用世帯から収集された浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」にて、学校給食の生ごみ(調理残渣)とともに適正に処理されています。

処理過程で生じた分離液は、公共下水道(みずくりん宜野湾)へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放流されています。

また、脱水汚泥はエコトピア池原(熱回収施設)にて助燃剤として有効活用しています。



図 39 汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑 の外観

表 37 汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑 の概要

施設名称	汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
竣工年月	令和4年3月
稼働年月	令和4年4月
施設規模	29kL/日 し尿 8kL/日、浄化槽汚泥 21k L/日、 生ごみ(調理残渣【野菜の切れ端など】) 400 kg/日
処理方式	前脱水+希釈下水道放流

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

② 浄化センター(下水道)

本市の下水は、中心市街地を含む西側を「みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)」、東海岸側を「みずクリン具志川(具志川浄化センター)」にて適正に処理され、処理水は公共用水域へ放流されています。



みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)



みずクリン具志川(具志川浄化センター)

図 40 浄化センターの外観

表 38 浄化センターの概要

施設名称	みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)	みずクリン具志川(具志川浄化センター)
所在地	宜野湾市伊佐3丁目12番1号	うるま市洲崎1番地
供用開始年月	昭和45年7月	昭和62年7月
処理能力	126,500 m ³ /日	最大36,700 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法、担体添加型活性汚泥法	標準活性汚泥法

資料 沖縄県土木建築部下水道事務所ホームページ(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gesuikan/index.html>)
「沖縄県流域下水道維持管理年報(平成30年度)」(沖縄県土木建築部下水道事務所)

(3) 下水道の普及状況

下水道の普及状況は、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)、実際に下水道を利用している世帯(接続世帯)ともに増加しており、令和6年度における下水道接続率は90.1%となっています。

下水道の普及に伴い、下水道を利用していない世帯(未接続世帯：合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・汲み取り)は減少しています。

表 39 下水道の普及状況 (単位：世帯)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総世帯数	59,065	60,171	61,068	62,365	63,463	64,503	64,822	65,937	66,777	67,601
接続可能世帯数	57,276	58,323	59,301	60,584	61,642	62,635	63,410	64,026	64,943	65,745
接続世帯数	48,734 (82.5%)	50,546 (84.0%)	51,475 (84.3%)	52,791 (84.6%)	54,224 (85.4%)	55,201 (85.6%)	56,144 (86.6%)	57,031 (86.5%)	57,902 (86.7%)	59,269 (87.7%)
未接続世帯数	10,331 (17.5%)	9,625 (16.0%)	9,593 (15.7%)	9,574 (15.4%)	9,239 (14.6%)	9,302 (14.4%)	8,678 (13.4%)	8,906 (13.5%)	8,875 (13.3%)	8,332 (12.3%)
下水道普及率	97.0%	96.9%	97.1%	97.1%	97.1%	97.1%	97.8%	97.1%	97.3%	97.3%
下水道接続率	85.1%	86.7%	86.8%	87.1%	88.0%	88.1%	88.5%	89.1%	89.2%	90.1%

資料 沖縄市上下水道局下水道課資料

※()内の数値は総世帯数に対する割合

※下水道普及率：総世帯数に対して、下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)の割合【接続可能世帯数÷総世帯数×100】

※下水道接続率：下水道が利用できる世帯(接続可能世帯)に対して、実際に下水道を利用している世帯(接続世帯)の割合【接続世帯数÷接続可能世帯数×100】

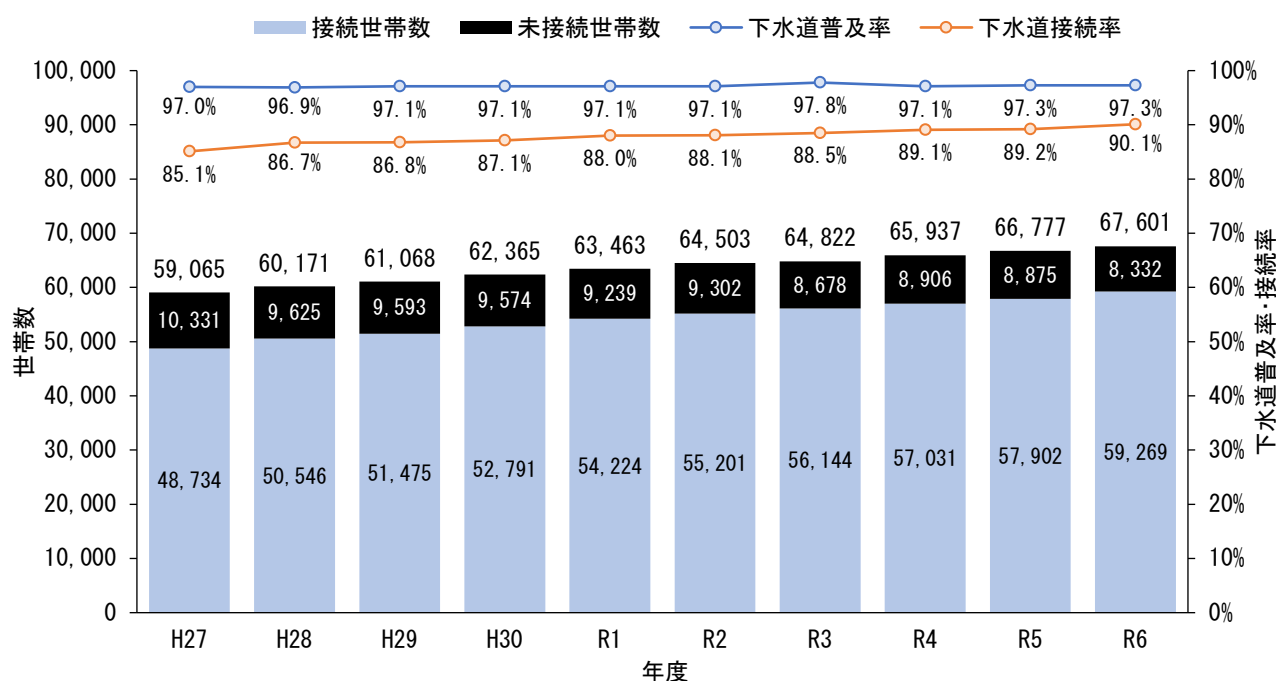


図 41 下水道の普及状況

(4) し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は、平成 27 年度 1,491kL から令和 6 年度 414kL へ大幅に減少しています。

浄化槽汚泥の排出量は増加傾向にあり、令和 3 年度 4,375kL をピークに若干の減少傾向に転じていますが約 4,000kL で横ばいに推移しています。

表 40 し尿・浄化槽汚泥の排出状況（単位：kL/年）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	1,491 (31.9%)	1,349 (29.3%)	1,370 (29.3%)	1,253 (26.7%)	1,227 (26.2%)	1,045 (20.6%)	592 (11.9%)	397 (8.9%)	389 (8.8%)	414 (9.4%)
浄化槽汚泥	3,189 (68.1%)	3,252 (70.7%)	3,311 (70.7%)	3,445 (73.3%)	3,454 (73.8%)	4,034 (79.40%)	4,375 (88.1%)	4,072 (91.1%)	4,052 (91.2%)	3,988 (90.6%)
合計	4,680 (100%)	4,601 (100%)	4,681 (100%)	4,698 (100%)	4,681 (100%)	5,079 (100%)	4,967 (100%)	4,469 (100%)	4,441 (100%)	4,402 (100%)

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

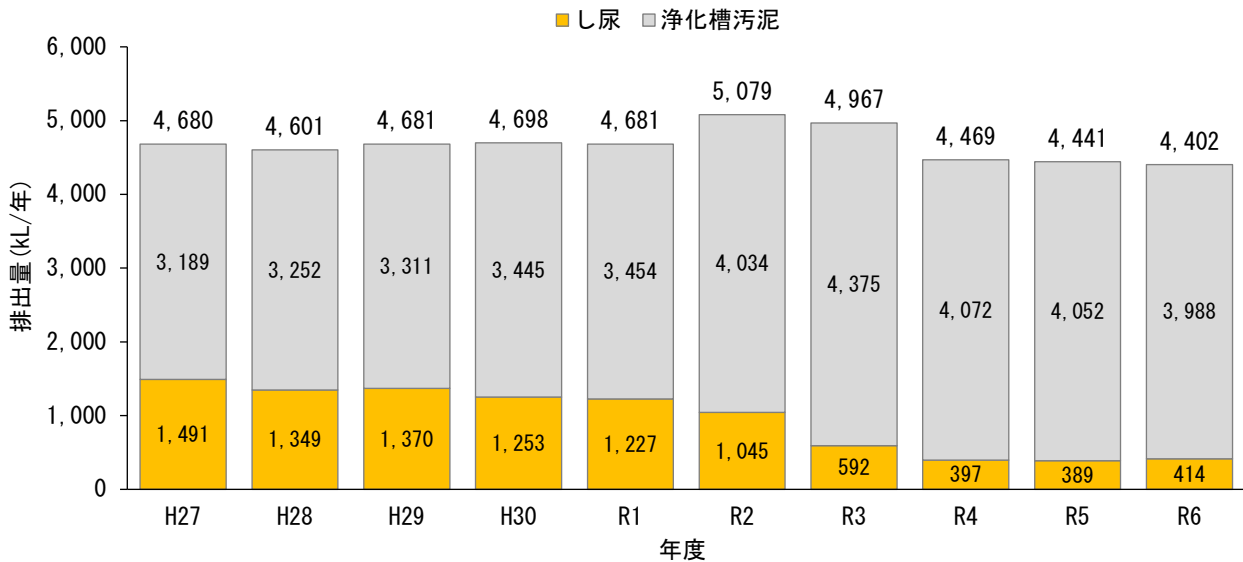


図 42 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

2. 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、本市における今後の下水道接続率は上昇していくことが想定されます。

しかし、建設現場や事業所等の仮設トイレからは一定量のし尿が継続的に排出されるため、その処理を含め、安定したし尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持することが課題です。

(2) 生活雑排水に係る課題

くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水（台所、浴室等の排水）は、未処理のまま公共用水域に流入し、水質汚濁の原因となっています。

公共下水道の未整備地域では合併処理浄化槽の設置を促進し、整備済地域では公共下水道への接続を働きかけていく必要があります。

(3) くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に係る課題

公共下水道の未整備地域において、これまで沖縄県による浄化槽設置の許認可が行われており、くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が依然として存在しますが、これらの実態把握が不十分なことが課題です。

(4) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽設置者による保守点検、清掃、定期検査などの維持管理が適正に実施されていない事例がみられます。

維持管理が不十分な浄化槽は生活排水の浄化能力を維持できず、公共用水域の水質汚濁の原因となる可能性があります。

今後は、浄化槽設置世帯に対し、適正な維持管理の徹底を働きかけていく必要があります。

(5) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る課題

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑」において、学校給食の生ごみ（調理残渣）とともに適正に処理され、処理過程で生じた分離液は、公共下水道（みずクリン宜野湾）へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放流されています。

今後も施設を継続利用していくことから、組合と協力し、施設の長寿命化を推進していく必要があります。

(6) 大規模災害時における課題

大規模災害が発生した際には、通常排出されるし尿とは別に、避難所等に設置される仮設トイレ等からのし尿の処理について対応する必要があり、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められます。

このため、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」に基づき、収集・運搬及び処理の体制構築、関係機関との連携体制の整備などを進める必要があります。

3. 生活排水の将来推計について

本市の下水道処理人口普及率は、令和6年度末現在 97.4%です。

今後は、公共下水道への接続促進及び整備の推進により、下水道接続率が上昇し、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の量は減少していくものと見込まれます。

一方で、本市においては、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の分布や世帯数等の実態を示す基礎的なデータが十分に整備されておらず、現状を正確に把握することが困難です。このため、生活排水量（し尿及び浄化槽汚泥を含む。）の将来推計を定量的に行うことは困難な状況にあります。

今後は、公共下水道整備済地域及び未整備地域ごとに、くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態について関係機関等から情報を収集し、その結果を踏まえて、地域の特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

くみ取り世帯から排出されるし尿及び単独処理浄化槽並びに合併処理浄化槽から排出される浄化槽汚泥の処理は、し尿処理事業に位置付けられており、環境省が所管し、本市では環境課が担当しています。また、公共下水道事業は国土交通省が所管し、本市では上下水道局が担当しています。

地域の特性に応じた生活排水処理の推進に当たっては、し尿処理事業と公共下水道事業との密接な連携が不可欠であることから、本市における関係担当課間の連携を一層推進していく必要があります。

このような状況を踏まえ、本計画では、生活排水量の将来推計について数値目標の設定は行わず、今後の実態把握の情報を基に数値目標等の設定について検討を行います。

表 41 下水道処理人口普及率

市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	98.3%	国頭村	*	北谷町	98.8%	北大東村	*
宜野湾市	96.4%	大宜味村	9.5%	北中城村	65.4%	伊平屋村	*
石垣市	32.9%	東村	*	中城村	68.6%	伊是名村	*
浦添市	97.6%	今帰仁村	*	西原町	43.2%	久米島町	65.4%
名護市	70.7%	本部町	63.3%	与那原町	87.8%	八重瀬町	*
糸満市	68.7%	恩納村	*	南風原町	69.6%	多良間村	*
沖縄市	97.4%	宜野座村	*	渡嘉敷村	34.0%	竹富町	7.7%
豊見城市	74.2%	金武町	*	座間味村	68.3%	与那国町	*
うるま市	67.0%	伊江村	*	粟国村	*	沖縄県	72.3%
宮古島市	15.8%	読谷村	27.4%	渡名喜村	*		
南城市	26.6%	嘉手納町	100.0%	南大東村	*		

※資料「令和元年度末の汚水処理人口普及状況について」令和7年8月22日国土交通省 報道発表資料

※下水道処理人口普及率

総人口に対して、下水道が利用できる人口(接続可能人口)の割合

【下水道を利用できる人口÷総人口×100】

※表中「*」は、下水道整備予定の無い市町村を示しています。

4. 生活排水処理の基本理念及び基本方針

(1) 生活排水処理の基本理念

本計画における生活排水処理の基本理念を以下のとおり設定します。

【生活排水処理の基本理念】

環境と調和し安心して住み続けられるまち

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本理念に基づいた本市の生活排水処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

【生活排水処理の基本方針】

基本方針1：公共下水道への接続の推進

公共下水道の整備済み地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針2：合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道の未整備地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

基本方針3：浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

5. 生活排水処理対策

生活排水対策は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法及び浄化槽法等の関係法令に基づき、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るために実施するものです。

生活排水対策においては、排出者である市民及び事業者の理解と協力が最も重要です。

行政は、市民及び事業者に対する意識啓発や施設整備の推進等を通じて、生活排水対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

以下に、その具体的な事項について示します。

(1) 行政の役割

沖縄市における取組

関係する
SDGsの目標



【生活排水の施設整備に関する取組】

- (1) 非水洗便所（し尿くみ取り便所）使用世帯及び浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）設置世帯の実態把握に努める
- (2) 公共下水道の整備済地域において下水道未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促進する
- (3) 公共下水道の未整備地域において、合併処理浄化槽の設置を促進する
- (4) 公共下水道の計画的な整備を推進する
- (5) 汚泥再生処理センターの適正な維持管理を確保する

【生活排水の適正管理に関する取組】

- (1) 浄化槽法に基づき、浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施について普及啓発を行う
- (2) 水質汚濁防止法、下水道法等の関係法令に基づき、事業者に対する適正な排水の指導及び監視を行う

【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】

- (1) 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥化等による資源化について検討し、必要に応じて推進する

【その他の取組】

- (1) 市の広報紙、ホームページ等を活用し、生活排水対策に関する情報提供及び啓発を行う
- (2) 環境月間パネル展等により、生活排水対策に関する意識啓発に係る広報活動（ポスター・パンフレット等）の実施
- (3) 河川、排水路等の清掃活動を実施し、生活排水対策の重要性に対する理解の促進を図る
- (4) 生活排水対策等に関する講演会、説明会等を開催する
- (5) 水生生物観察会等を開催し、水環境保全に対する理解と関心の向上を図る

(2) 市民の役割

市民における取組

関係する
SDGsの目標



【生活排水の施設整備に関する取組】

- (1) 公共下水道の整備済地域においては、公共下水道へ接続する
- (2) 公共下水道の未整備地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る

【生活排水の適正管理に関する取組】

- (1) 生活排水処理施設への負荷低減に関する取組
 - ①調理くずや廃食用油を適正に処理し、排水口に流さないようにする
 - ②米のとぎ汁を植木等への散水に利用するなど、できるだけ直接排水しないよう工夫する
 - ③洗剤を使用しないで汚れを落とすことができるアクリルたわし等を利用する
 - ④洗剤や石けんを使用する際は、適量を使用し、使用量の削減に努める
 - ⑤洗濯排水等の生活雑排水をベランダ等から直接排水しない
 - ⑥米のとぎ汁の発生量を減らすため、できるだけ「無洗米」を利用する
- (2) 浄化槽を設置している場合は、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に実施する

【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】

- (1) 浴槽の残り湯を洗濯等に再利用する

【その他の取組】




- (1) 市や沖縄県が実施する生活排水対策に関する各種施策に協力する

米のとぎ汁にはデンプンやなどの有機物、さらにリンや窒素などの栄養分が多く含まれています。合併処理浄化槽や下水処理施設では微生物の力を使って汚れを分解しますが、有機物や栄養分が多いほど処理するための負担が大きくなります。

一杯のとぎ汁は小さなものに見えますが、それが毎日、数万世帯から流れ込むことで、積み重なると大きな影響となり、下水処理施設での負荷が高まります。

しかし、とぎ汁は“使い方次第で役立つ資源”にもなります。

例えば・・・

	<p>植木の水やりに使うと、栄養分が植物の生育を助けます。</p>
	<p>とぎ汁には、界面活性剤の役割となるタンパク質も含まれているため、食器に残った汚れを落としやすくしてくれるため、食器の予洗いに使用できます。</p>
	<p>ダイコンやタケノコなどは米のとぎ汁で下ゆでしておくと、えぐみや苦味を取り除くことができます。</p>

このようにとぎ汁には身近な場面で活用できる工夫がたくさんあります。

無理なく取り入れられる範囲で、少しでも使い道を変えてみるだけでも、水環境への負担を減らすことにつながります。

とぎ汁を「ただ捨てるもの」から「上手に活かせる資源」として見直すことで、家庭からできる環境保全の一步が生まれます。

今日の炊事から、できる範囲でとぎ汁の活用を試してみませんか。

下水道が整備されていない地域では、台所、風呂場、トイレなどから排出される生活排水を処理する施設として浄化槽が使用されています。

浄化槽は、適切に維持管理されない場合、機能が低下し、地域の水環境の汚濁原因となるおそれがあります。

浄化槽法では、**浄化槽設置者の3大義務**が次のとおり定められています。

3大義務その1 『保守点検』

保守点検では、機器の点検・補修、消毒剤の補給等を行い、浄化槽の機能を適正に維持するとともに、異常や故障を早期に発見し、必要な予防措置を講じることができます。

浄化槽保守点検業者には登録制度が設けられているため、登録された業者へ委託する必要があります。

保守点検の実施頻度は、浄化槽の処理方式や種類により異なるため、浄化槽メーカー又は浄化槽保守点検業者へ確認してください。

沖縄県 HP 「浄化槽保守点検業者名簿（県登録業者）」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004172/1004175/1022371/1022372.html>



3大義務その2 『清掃』

清掃とは、浄化槽内に蓄積した汚泥等を抜き取る作業をいいます。汚泥が多く蓄積すると処理機能が低下し、悪臭の発生原因となります。

浄化槽の清掃は、年1回以上の実施が義務付けられており、浄化槽清掃業者（許可業者）が行うこととされています。

汚泥の発生状況は、浄化槽の処理方式や種類、使用人数、使用時間、水の使用状況等により異なるため、清掃の実施頻度については浄化槽メーカー又は浄化槽保守点検業者へ確認してください。

沖縄県 HP 「浄化槽清掃業者名簿」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004172/1004175/1022375/1004176.html>



3大義務その3 『法定検査』

浄化槽の使用開始後3～8ヶ月の間に1回だけ受ける【7条検査】と、その後、**毎年1回受ける【11条検査】**があります。

これらの検査では、浄化槽が適切に維持管理されているか、また処理水の水質が基準に適合しているか等を確認します。

都道府県が指定した検査機関の実施する法定検査を受ける必要があります。

沖縄県指定検査機関「公益社団法人 沖縄県環境整備協会」HP

<https://oema.or.jp/>



(3) 事業者の役割

事業者における取組

関係する
SDGsの目標



【生活排水の施設整備に関する取組】

- (1) 公共下水道の整備済地域においては、公共下水道へ接続する
- (2) 公共下水道の未整備地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る

【生活排水の適正管理に関する取組】

- (1) 調理くずや廃食用油を適正に処理する
- (2) グリーストラップを適正に維持管理する
- (3) 浄化槽を設置している場合は、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に実施する
- (4) 水質汚濁防止法、下水道法等の関係法令に基づき、適正な排水の管理及び処理を行う

【生活排水に係る資源化・有効利用に関する取組】

- (1) 洗浄水等の再利用や循環利用に努める

【その他の取組】

- (1) 市や沖縄県が実施する生活排水対策に関する各種施策に協力する

使用済みの油や生ごみを排水口にそのまま流すと、排水管の詰まりや悪臭の原因になります。浄化槽や公共下水道の機能にも支障をきたし、河川等の水質汚濁につながるおそれがあります。家庭・事業所それぞれで、次の方法により適切な処理にご協力ください。

『家庭』での適切な処理

生ごみ

- ・排水口のごみ受けに水切りネット等を付け、生ごみが流れ出ないようにしましょう。
- ・生ごみはよく水切りしてから、もやせるごみに出してください。

油（食用油）

- ・油は少量でも流さず、以下のいずれかの方法で処理しましょう。

① 拭き取る	油の付いた調理器具・食器等は、古紙や古布等で拭き取ってから洗う
② 吸わせる	使用済の油は、古紙や古布等で吸わせてから、もやせるごみに出す
③ 固める	市販の廃油凝固剤で固めて、もやせるごみに出す
④ リサイクルする	廃食油の店頭回収等を利用し、資源としてリサイクルする

廃食油の店頭回収等は、社会全体の資源回収量やリサイクル率向上、ごみ排出量の削減にもつながります。

廃食油の店頭回収等については、以下のサイトをご確認ください。

沖縄市 HP 「家庭から出る廃食油の拠点回収を行っております」

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017/contents/p00062.html>



イオン琉球 HP 「県内イオン・イオンスタイル 8 店舗で食用油の回収を開始」

<https://www.aeon-ryukyu.jp/about/news/2026/01/197903/>



『事業所』での適切な処理

飲食店等、調理・洗浄により油分を含む排水が多い事業所では、油分を適切に除去するためにグリーストラップ(グリース阻集器)を設置し、適切な管理を行きましょう。

グリーストラップとは

厨房等からの排水に含まれる油分や残さを分離し、下水道等へ油分の流出を防ぐ設備です。

グリーストラップの主な維持管理

- ① バスケット(ごみカゴ)内にたまった生ごみ等を回収し、清掃を毎日実施する。
- ② 槽内に浮上した油脂分を回収し、清掃を週1回以上実施する。
- ③ 槽内の沈殿物(汚泥)の引き抜き、清掃を月1回以上実施する。

※①で回収した生ごみは、よく水切りしてから、もやせるごみに出してください。

※②と③で回収した油脂分等は、産業廃棄物となります。適切に容器に保管し、産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

沖縄県 HP 「産業廃棄物処理業者名簿」

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004144/1004165.html>



6. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減するとともに、一般廃棄物としてのし尿及び浄化槽汚泥の発生量の抑制を図るため、公共下水道整備の推進及び接続率の向上を図ります。

また、公共下水道の未整備地域では、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑」において、学校給食の生ごみ（調理残渣）とともに適正に処理されています。

処理過程で生じた分離液は、公共下水道（みずクリン宜野湾）へ送水され、適正に処理された後、公共用水域へ放流されています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する脱水汚泥は、エコトピア池原において助燃剤として有効利用しており、今後も現行の体制を継続します。

(2) 収集・運搬計画

公共下水道の整備に伴い、本市における今後の下水道接続率は上昇していくことが見込まれる一方、事業所等の仮設トイレからのし尿は一定量が継続的に排出されると想定されます。

このため、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は、現行の体制を継続します。

①収集運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の主体は、許可業者とし、現行の体制を継続します。

②収集対象区域

収集対象区域は、沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域とします。

③収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現行どおり許可業者によるし尿収集車（バキューム車）による収集運搬方式を基本とします。

本市における今後の下水道接続率は、上昇していくことが想定されることから、その接続率の推移を継続的に把握し、より効率的な収集運搬体制の確立に向けて必要な見直しを適宜検討します。

(3) 中間処理計画

①公共下水道

公共下水道の整備を推進するとともに、接続可能世帯に対して下水道への接続を促進します。

②合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域においては、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯に対する合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、浄化槽法に基づき、浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施について普及啓発を行います。

③汚泥再生処理センター

くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑」で適正に処理しており、今後も現行の体制を継続します。

(4) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生する脱水汚泥は、エコトピア池原にて助燃剤として有効利用しており、今後も現行の体制を継続します。